単 価 契 約 書(案)

- 1 契約品名 乾式電子複写機複写(モノクロ)サービス
- 2 契 約 単 価 円/1枚当たり (消費税及び地方消費税を含まず。)
- 3 設置場所 別記のとおり
- 4 設置台数 別記のとおり
- 5 設置機種 別記のとおり
- 6 設置期間 別記のとおり
- 7 契約保証金

上記について愛媛県立吉田高等学校長 宮植 壽史 を甲とし、 を乙として、次の条項により乾式電子複写機(以下「複写機」という。)の複写サービ スに関する契約を締結する。

(契約の目的)

第1条 この契約は、乙が複写サービスを提供するに際し、複写機を甲の使用に供し、適切な操作方法を指導するとともに、複写機が常時正常な状態で稼動し得るように保守を行い、複写機に必要なすべての消耗品等(コピー用紙及びステープル針を除く。以下同じ。)を円滑に供給することを目的とする。

(複写サービス料金の請求)

- 第2条 乙は、毎月末日において、甲の指名する検査員の確認を受けて、複写枚数を算出するものとする。
- 2 乙は、毎月甲に対して複写サービスの履行終了通知及び複写サービス料金の請求を行うもの とする。
- 3 請求金額は、契約単価に複写枚数を乗じた金額(円未満切捨て)に、消費税及び地方消費税 を加算した金額(円未満切捨て)とする。

(複写サービス料金の支払)

第3条 甲は、乙から前条による請求書を受理したときは、その日から起算して、30日(以下「約 定期間」という。)以内に支払わなければならない。

(支払の遅延)

第4条 甲は、その責めに帰すべき理由により、約定期間内に代金を支払わなかったときは、その支払期限の翌日から支払の日までの日数に応じ、支払期限の翌日時点における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。)第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。ただし、その額が百円未満であるときは、その全額を切り捨てるものとし、また、その額に百円未満の端数があるときは、その端数の金額を切り捨てるものとする。

(代理受領の禁止)

第5条 乙は、代金の受領を第三者に委任してはならない。

(権利の譲渡等)

- 第6条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。ただし、権利にあっては、書面により甲の承認を得たときは、この限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令(昭和25年政令第350号)第1条の3に規定する金融機関に対して売掛金債権を譲渡することができる。
- 3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において、当該譲渡の通知を受けるまで にした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に基づき会計 管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行った時に生ずるものとする。

(複写機の保守)

第7条 乙は、複写機を甲が常時正常な状態で使用できるよう定期的に乙の指定する技術員を設

置場所に派遣して点検調整を行う。

- 2 複写機が故障した場合は、乙は、直ちに乙の指定する技術員を派遣して修理に着手し、速や かに正常な状態に回復させなければならない。
- 3 乙の作業の実施は、乙の所定の営業時間内に行う。ただし、やむを得ない事情により時間外に作業を実施した場合は、乙は、甲に対し乙所定の料金を請求することができる。

(複写機及び消耗品等の所有権)

- 第8条 複写機及び消耗品等の所有権は、乙に属する。
- 2 甲は、複写機及び消耗品等が乙の所有であることを示す表示等を損傷するなど複写機の現状 を変更するような行為並びに消耗品等を他に流用するような行為をしてはならない。

(設置場所の変更)

第9条 甲は、所定の設置場所を変更する場合はあらかじめ乙に通知し、乙の承認を得なければならない。この複写機の移動は乙が実施する。

(設置場所の変更に係る経費負担)

第10条 前条により既設機種を別の場所に移動する場合に要する経費は、甲の負担とする。 (設置機種の変更)

第11条 乙は、複写機の設置時において、やむを得ない事情により設置機種を変更する場合は、 あらかじめ甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

(保険)

第12条 乙は、複写機につき、乙の責任で動産総合保険を付すものとする。

(損害賠償)

- 第13条 乙は、甲が故意又は重過失によって複写機に損害を与えた場合は、その賠償を甲に対し 請求することができる。
- 2 前項に規定する場合において、動産総合保険でてん補される損害に対しては、同項の規定に かかわらず、乙は、甲にその賠償を請求しない。

(乙の機密保持)

- 第14条 乙は、保守の実施に当たって知り得た甲の業務上の秘密を外部に漏らし、又は他の目的 に利用してはならない。
- 2 契約期間の満了その他の理由により複写機を撤去する場合において、複写機内部に甲のデータが存するときは、乙は、乙の経費負担によりこれを全て消去するものとする。

(契約保証金の返還等)

- 第15条 乙は、契約保証金を納付している場合において、契約期間が終了したときは、甲に契約 保証金返還請求書を提出するものとする。
- 2 甲は、前項に規定する返還請求書を受理したときは、その日から30日以内に契約保証金を乙に返還するものとする。
- 3 契約保証金には、利息を付さないものとする。

(甲の解除権)

- 第16条 甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の催告をすることなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。
 - (1) 乙から契約の解除願の提出があったとき。
 - (2) 乙が契約期間内に契約の履行をしないとき、又は履行する見込みがないと甲が認めるとき。
 - (3) 乙又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由がなく、甲が行う検査の実施に当たり甲の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。
 - (4) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を 支配している者が、暴力団関係者(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条 第2号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例第2条第3号に規定する暴

力団員等を含む。) であると認められるとき。

- 3 甲は、第1項又は前項の規定により契約を解除したときは、解除した日の属する月の前月までに履行終了した複写サービス料金をその期間の月数で除して得た1ヶ月平均額に解除後の月数を乗じて得た金額の10分の1を違約金として乙から徴収するものとする。この場合において、乙が契約保証金を納付しているときは、契約保証金を違約金に充当するものとする。
- 4 乙は、第1項又は第2項の規定により甲が契約を解除したときは、これにより被った損害について、甲にその賠償を求めることができない。

(乙の解除権)

第17条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しない場合において、相当の期間を定めてその 履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。 (事情変更による契約の変更)

第18条 契約締結後において、天災地変その他不測の事情に基づく経済情勢の激変により契約内容が著しく不適当と認められるに至ったときは、その実情に応じ、甲乙協議して、書面により契約単価、その他の契約内容を変更することができる。

(個人情報の保護)

第19条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。 (その他)

第20条 この契約に定めのない事項については、愛媛県会計規則及び遅延防止法によるもののほか、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和7年月日

住所 字和島市吉田町北小路甲10番地

住所

乙 氏名

別記

l _				契 約	期間
	分	設置場所	設置機種	│ │ 始 期	終期
		愛媛県立吉田高等学校 本館1階 職員室		令和7年12月1日	令和12年11月30日

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を 行わなければならない。

(秘密の保持)

- 第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に 漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様 とする。
- 2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び 退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだ りに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反し た場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)の規定に基づ き処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関す る研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成 するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

- 第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は 毀損(以下「漏えい等」という。)の防止その他の個人情報の適切な管理のため に必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しな ければならない。
- 4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う 個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報 告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して 知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはな らない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が 記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

- 第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託(以下「再 委託」という。)してはならない。
- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、 再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先におい て取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対 策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手 前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督すると ともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければな らない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社(会社法(平成17年法律第86号) 第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も、同様とする。

(派遣労働者利用時の措置)

- 第8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負 うものとする。

(資料等の返還等)

- 第9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報が 記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲 が別に指示したときは、その指示に従うものとする。
- 2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報が記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(個人情報の運搬)

第10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(実地検査)

第11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

(指示及び報告等)

第12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を 確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは 資料の提出を求めることができる。

(事故時の対応)

第13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は 生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に 関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、 発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、 個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償 しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又 は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(参考) 個人情報の保護に関する法律

(安全管理措置)

- 第66条 行政機関の長等は、保有個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他 の保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければなら ない。
- 2 前項の規定は、次の各号に掲げる者が当該各号に定める業務を行う場合にお ける個人情報の取扱いについて準用する。
 - (1) 行政機関等から個人情報の取扱いの委託を受けた者 当該委託を受けた業務
 - (2) 指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に 規定する指定管理者をいう。) 公の施設(同法第244条第1項に規定する 公の施設をいう。)の管理の業務
 - (3) 第58条第1項各号に掲げる者 法令に基づき行う業務であって政令で 定めるもの
 - (4) 第58条第2項各号に掲げる者 同項各号に定める業務のうち法令に基づき行う業務であって政令で定めるもの
 - (5) 前各号に掲げる者から当該各号に定める業務の委託(二以上の段階にわたる委託を含む。) を受けた者 当該委託を受けた業務

(従事者の義務)

第67条 個人情報の取扱いに従事する行政機関等の職員若しくは職員であった者、前条第2項各号に定める業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報の取扱いに従事している派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下この章及び第176条において同じ。)若しくは従事していた派遣労働者は、その業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

第8章 罰則

- 第176条 行政機関等の職員若しくは職員であった者、第66条第2項各号に定める業務若しくは第73条第5項若しくは第121条第3項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第60条第2項第1号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、2年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。
- 第180条 第176条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。
- (注) 1 甲は、愛媛県 (実施機関)、乙は受託者をいう。
 - 2 「損害賠償」及び「契約の解除」に関する事項は、通常、契約書本文 に記載されるものであるため、契約書本文に当該条項がある場合は、特 記事項から削除するものとする。
 - 3 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

4 特定個人情報等を取り扱う事務の全部又は一部を委託する場合には、 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法 律(平成25年法律第27号)を遵守するほか、国の個人情報保護委員会が 策定したガイドライン、特定個人情報等の安全管理に関する基本方針に 基づき、必要な事項を追加するものとする。